

別紙 秋田県中山間地域土地改良施設等保全対策事業：ふるさと水と土指導員研修

平成21・22年度 Akitaふるさと^{かつりよくびと}活力人養成セミナー（第3期）実施要領

制定：平成21年 6月 1日

第1 研修の目的

この研修は、秋田県の農山村地域が有する自然・伝統・文化・人的資源などの地域特性を活かしたふるさとづくりをコーディネートできる人材を養成すること、また、修了生を含めた受講生間の連携づくりを図ることを目的とする。

第2 実施主体

国際教養大学および秋田県の共催で実施する。

国際教養大学	地域環境研究センター（CRESI）
秋 田 県	農林水産部農山村振興課

第3 研修内容等

- 1) 内容 地域づくり講義、ワークショップおよび現地研修
- 2) 実施場所 秋田県自治研修所・国際教養大学等、現地研修の場合は県内
- 3) 実施期間 平成21年6月～平成23年2月
別紙1 Akitaふるさと活力人養成セミナー（第3期：H21・22）スケジュール
- 4) 定員 25名程度

第4 研修生の要件

- 1) 地域づくりを担当している市町村および土地改良区等団体の職員または、地域づくりに取り組むまたは予定のある者であること
- 2) パソコンで簡単な文書作成等行えること

第5 研修生の応募

研修生の応募は次により行う

- 1) 市町村長の推薦による応募
- 2) 秋田県ホームページによる一般公募

第6 研修生の決定

- 1) 研修申し込み者の中から、書類選考により決定する
- 2) 研修生が決定した場合、決定書（様式1）を通知する

第7 費用負担

- 1) 県が負担するもの 開講にかかわる講師謝礼、事務費等セミナー実施費用
- 2) 受講生が負担するもの 旅費、食費等受講生に直接係わる費用

第8 研修の取り消し

特別の理由なく欠席した者、または、研修の秩序を乱すなど研修生として不適当な者は研修を取り消すものとする

第9 修了証書の交付

本研修を終了したと認められる者には、修了証書を交付する

第10 その他

本実施要領に定めるもののほか必要な事項は、秋田県農林水産部農村振興課長が定めることができることとする